

第 86 回国民スポーツ大会・  
第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会  
第 3 回常任委員会



書面開催資料

書面表決書締切：令和 7 年 10 月 24 日（金）

## 目 次

### 《報告事項》

- 報告事項 1 これまでの大会準備経過について…………… P2
- 報告事項 2 専門委員会の審議結果について…………… P3

### 《審議事項》

- 審議事項 1 第 86 回国民スポーツ大会  
競技会場地市町村 2 次選定（案）について…………… P5
- 審議事項 2 第 86 回国民スポーツ大会  
県及び会場地市町村業務分担・経費負担細目（案）について… P9
- 審議事項 3 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会  
山梨県準備委員会専門委員会規程の改正（案）について… P19

### 《会則・規程等》

- 山梨県準備委員会会則等…………… P23

# 報告事項

## これまでの大会準備経過

年　月　日	内　容
令和5年	2月7日 有識者会議「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」を設置し、以降3回にわたり会議を開催する。
	5月11日 「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」から、知事に報告書が提出される。
	6月13日 (公財)山梨県スポーツ協会並びに山梨県障害者スポーツ協会から、大会の招致要望書が、それぞれ県、県議会及び県教育委員会に提出される。
	6月20日 知事が、令和5年6月山梨県議会定例会において、第86回国民スポーツ大会並びに第31回全国障害者スポーツ大会を本県に招致する意向を表明する。
	7月6日 県議会が、令和5年6月山梨県議会定例会において、「第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を可決する。
	7月18日 知事、県教育委員会教育長及び(公財)山梨県スポーツ協会会长が連名により、第86回国民スポーツ大会開催要望書を(公財)日本スポーツ協会及び文部科学省に提出する。
	8月24日 (公財)日本スポーツ協会において、第86回国民スポーツ大会の山梨県開催が内々定される。
	10月18日 第1回市町村担当者連絡会議を開催
	11月20日 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会設立総会・第1回常任委員会を開催
	令和6年 2月20日 第1回競技運営専門委員会を開催
令和6年	2月21日 第1回総務企画専門委員会を開催
	2月28日、29日 第2回市町村担当者連絡会議を開催
	令和7年 1月17日 第3回市町村担当者連絡会議を開催
令和7年	2月28日 第2回競技運営専門委員会を開催（書面開催）
	3月7日 第2回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
	3月28日 第2回常任委員会を開催（書面開催）
	9月30日 第3回総務企画専門委員会を開催（書面開催）

## 専門委員会の審議結果について

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則  
第 13 条第 2 項の規定に基づき、各専門委員会の審議結果について次のとおり報告する。

### ● 総務企画専門委員会

〔第 3 回〕

開催方法：令和 7 年 9 月 30 日（火）「書面開催」

第 1 号議案：第 86 回国民スポーツ大会競技会場地市町村第 2 次選定について〔付託事項〕

第 2 号議案：第 86 回国民スポーツ大会

　　県及び会場地市町村業務分担・経費負担細目について〔付託事項〕

審議結果：原案のとおり決定した。

# **審議事項**

## 第 86 回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第 2 次選定（案）について

### 本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会競技会場地市町村の選定について、別紙の競技会場地を第 2 次選定（案）とする。

### 《理由》

- 中央競技団体の会場地市町村視察（開催 6 年前：R8 年度）までに競技会場地市町村を選定することとしている。
- については、市町村及び競技団体の競技会開催意向調査やヒアリング、現地調査を行った結果、開催意向の一致する競技について、競技会場地の第 2 次選定（案）としてお諮りするもの。

※なお、残りの競技については、引き続き開催意向の一致に向けて調整を行う。

## 第86回国民スポーツ大会競技会場地市町村第2次選定（案）

## 【市町村別】

No	市町村名	競技・種目		種別	開催予定施設
1	甲府市	陸上競技		全種別	JITリサイクルリンクスタジアム (小瀬スポーツ公園陸上競技場)
2		テニス		成年男子 成年女子 少年男子	小瀬スポーツ公園庭球場
3		体操	体操競技	全種別	緑が丘スポーツ公園体育館
4			新体操		
5		バスケットボール		未定	小瀬スポーツ公園体育館
6					緑が丘スポーツ公園体育館
7		ソフトテニス		全種別	小瀬スポーツ公園庭球場
8		軟式野球		成年男子	山日YBS球場 (小瀬スポーツ公園野球場)
9		弓道	近的	全種別	小瀬スポーツ公園武道館
10			遠的		
11		高等学校野球	硬式		山日YBS球場 (小瀬スポーツ公園野球場)
12	山梨市	ハンドボール		全種別	山梨市民総合体育館
13					日川高等学校体育館
14	北杜市	馬術		全種別	山梨県馬術競技場
15	甲斐市	ソフトボール		少年男子	双葉スポーツ公園総合運動場
16		ライフル射撃	センター・ファイア・ピストル	成年男子	山梨県警察学校射撃場
17		アーチェリー		全種別	双葉スポーツ公園総合運動場
18		ボウリング		全種別	ダイトースターレーン双葉
19	上野原市	空手道		全種別	上野原中学校体育館
20	中央市	サッカー		少年女子 成年女子	YSK-ecomシルクパーク人工芝グラウンド (中央市農村公園)
21	忍野村	バスケットボール		少年女子 成年女子	忍野中学校体育館
22	山中湖村	セーリング		全種別	山中湖村ヨットハーバー
23	県外	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	全種別	未定
24		クレー射撃		全種別	未定

(留意事項)

1. 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
2. 開催予定施設欄の「未定」については、別途調整する。

## 第86回国民スポーツ大会競技会場地市町村第2次選定（案）

## 【競技別】

No	競技・種目		種別	市町村名	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	甲府市	JITリサイクルリンクスタジアム (小瀬スポーツ公園陸上競技場)
2	サッカー		少年女子 成年女子	中央市	YSK-econシルクパーク人工芝グラウンド (中央市農村公園)
3	テニス		成年男子 成年女子 少年男子	甲府市	小瀬スポーツ公園庭球場
4	体操	体操競技	全種別	甲府市	緑が丘スポーツ公園体育館
5		新体操			
6	バスケットボール		未定	甲府市	小瀬スポーツ公園体育館
7					緑が丘スポーツ公園体育館
8			成年女子 少年女子	忍野村	忍野中学校体育館
9	セーリング		全種別	山中湖村	山中湖村ヨットハーバー
10	ハンドボール		全種別	山梨市	山梨市民総合体育館
11					日川高等学校体育館
12	ソフトテニス		全種別	甲府市	小瀬スポーツ公園庭球場
13	軟式野球		成年男子	甲府市	山日YBS球場 (小瀬スポーツ公園野球場)
14	馬術		全種別	北杜市	山梨県馬術競技場
15	ソフトボール		少年男子	甲斐市	双葉スポーツ公園総合運動場
16	弓道	近的	全種別	甲府市	小瀬スポーツ公園武道館
17		遠的			
18	ライフル射撃	センター・ファイア・ピストル	成年男子	甲斐市	山梨県警察学校射撃場
19	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	全種別	県外	未定
20	アーチェリー		全種別	甲斐市	双葉スポーツ公園総合運動場
21	空手道		全種別	上野原市	上野原中学校体育館
22	クレー射撃		全種別	県外	未定
23	ボウリング		全種別	甲斐市	ダイトースターレーン双葉
24	高等学校野球	硬式		甲府市	山日YBS球場 (小瀬スポーツ公園野球場)

## (留意事項)

1. 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
2. 開催予定施設欄の「未定」については、別途調整する。

参考

## ●競技会場地市町村選定の状況（正式競技、特別競技）

第1次選定		第2次選定（案）		調整中	
競技名【種目名】		会場地市町村		競技名【種目名】	
1 サッカー	※5/6会場	韮崎市 昭和町	1 陸上競技	甲府市	1 水泳【競泳】
2 ローリング		富士河口湖町	2 サッカー	中央市	2 水泳【水球】
3 ホッケー	※1/2会場	南アルプス市	3 テニス	甲府市	3 水泳【飛込】
4 バレーボール【6人制】	※1/4会場	昭和町	4 体操【体操競技】	甲府市	4 水泳【AS】
5 バレーボール【ビーチバレー】		北杜市	5 体操【新体操】	甲府市	5 水泳【OWS】
6 ウエイトリフティング		山梨市	6 バスケットボール	甲府市 忍野村	6 テニス
7 ハンドボール	※2/4会場	甲州市	7 セーリング	山中湖村	7 ホッケー
8 自転車【トラックレース】		笛吹市	8 ハンドボール	山梨市	8 ポケシング
9 相撲		忍野村	9 ソフトテニス	甲府市	9 バレーボール【6人制】
10 ラグビーフットボール	※1/2会場	南アルプス市	10 軟式野球	甲府市	※3/4会場
11 カヌー【SP】		富士河口湖町	11 馬術	北杜市	11 バスケットボール
12 なぎなた		昭和町	12 ソフトボール	甲斐市	12 レスリング
			13 弓道【近的】	甲府市	13 自転車【ロード】
			14 弓道【遠的】	甲府市	14 卓球
			15 ライフル射撃【CP】	甲斐市	15 軟式野球
			16 カヌー【WW・SL】	県外	16 フェンシング
			17 アーチェリー	甲斐市	17 柔道
			18 空手道	上野原市	18 ソフトボール
			19 クレー射撃	県外	※3/4会場
			20 ボウリング	甲斐市	19 バドミントン
			21 高等学校野球【硬式】	甲府市	20 ライフル射撃【AR】
					21 ライフル射撃【BR/BP】
					22 ライフル射撃【SB】
					23 剣道
					24 ラグビーフットボール
					※1/2会場
					25 スポーツクライミング【リード】
					26 スポーツクライミング【ボルダリング】
					27 銃剣道
					28 ゴルフ
					※3/3会場
					29 トライアスロン
					30 高等学校野球【軟式】
					※2/2会場

## 第 86 回国民スポーツ大会 県及び会場地市町村業務分担・経費負担細目（案）について

### 本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会 県及び会場地市町村業務分担・経費負担  
基本方針 (R5. 11. 20 常任委員会決定) に規定する、「3 業務分担・経  
費負担の細目」について、別紙のとおりとする。

### 《理由》

- 細目は先催県の事例を参考に、開催基本方針に掲げる持続可能な  
大会運営の実現に向け、大会の大膽な簡素・効率化に取り組むことを  
踏まえ、大会の開催準備・運営に当たり、あらかじめ想定される項目  
を網羅的に記載した。

## 第 86 回国民スポーツ大会

### 県及び会場地市町村業務分担・経費負担細目（案）

「第 86 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村業務分担・経費負担基本方針」に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 県及び会場地市町村の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 業務の実施にあたっては、県と会場地市町村は相互に、適宜、必要な情報共有及び協力をを行うとともに、県は会場地市町村に対し、必要な助言を行うこととする。
- 3 県及び会場地市町村の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目による業務に必要な経費とする。
- 4 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。

別表

## 1 総務企画

## (1) 総務

項目	県	会場地市町村
1 総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町村における開催準備計画の策定
2 準備（実行）委員会	1 県準備（実行）委員会の設置及び運営 2 県準備（実行）委員会事務局の運営	1 会場地市町村準備（実行）委員会の設置及び運営 2 会場地市町村準備（実行）委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町村選定基本方針の決定 2 会場地市町村選定基準の策定 3 閉・閉会式会場及び会場地市町村の選定	1 競技会場、練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置及び運営	1 競技会実施本部の設置及び運営
5 文部科学省、日本スポーツ協会・中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会及び中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成及び対応 3 関係会場地市町村との連絡調整
6 県内関係機関・団体等との連絡調整	1 県スポーツ協会及び県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町村体育（スポーツ）協会及び関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町村との連絡調整
7 関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定及び連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町村における関係機関・団体等に対する協力要請及び連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員及び競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員及び大会補助員の編成並びに委嘱 3 大会役員、大会係員、大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成及び配付 4 大会係員等の必携の作成及び配付	1 競技会役員の編成及び委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成及び配付
9 招待者等	1 大会招待者及び競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券及び視察員証の発行 4 大会招待者の招待及び接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町村関係招待券の配付 4 競技会招待者の招待及び接遇
10 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員及び報道員の服飾の調整及び配付 2 閉・閉会式に参加する競技役員の服飾の調製及び配付	1 競技会役員、競技会係員、競技会補助員の服飾の調製及び配付 2 競技役員及び競技補助員の服飾の調製及び配付
11 報告書等	1 大会報告書の作成及び配付	1 競技会報告書の作成及び配付 2 大会報告書の作成資料の提供及び協力
12 開催申請	1 開催申請書の作成及び提出	1 開催申請書の作成協力
13 各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議及び全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
14 自衛隊協力要請等	1 自衛隊等協力要請計画の策定 2 自衛隊等との協議及び協力協定の締結	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

## (2) 財務関係

項目	県	会場地市町村
1 予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行及び決算 2 大会開催に関する予算の編成及び決算	1 会場地市町村における国スポ関係予算の編成、執行及び決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
2 募金・企業協賛	1 募金・企業協賛推進要綱の決定及び計画の策定 2 募金・企業協賛の推進	1 県が実施する国スポ募金・企業協賛への協力
3 入場料・入場券	1 開・閉会式及び競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成及び販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成及び販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
4 売店	1 売店設置要項の作成	1 競技会場地内の売店設置に関する指導及び規制
5 標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付及び許可	1 標章等の使用許可申請に関する指導

## (3) 文化プログラム

項目	県	会場地市町村
1 文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定及び実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画及び実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成及び配布	1 会場地市町村における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町村における文化プログラム事業の企画及び実施

## (4) 行幸啓

項目	県	会場地市町村
1 行幸啓	1 行幸啓本部の設置及び運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定及び接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日本スポーツ協会及び市町村等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定及び計画等の策定 8 警衛本部の設置及び運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町村における接伴計画の策定及び接伴の実施 3 会場地市町村における御休憩所、御座所等の整備

## (5) 歓迎・案内

項目	県	会場地市町村
1 接伴・接遇	1 総合案内所基本計画の決定 2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 3 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所の設置及び運営 4 接伴員の手引きの作成及び配付 5 開・閉会式における接伴員及び案内所員の編成及び研修会の実施	1 会場地市町村における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定及び実施 2 総合案内所及び開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町村における案内所・休憩所の設置及び運営 4 会場地市町村における接伴員及び案内所係員の編成及び研修会の実施
2 観光紹介等	1 県内観光地及び物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成及び配布 3 特產品、土産品の紹介及び販売指導	1 会場地市町村における観光地及び物産等の紹介 2 会場地市町村の観光ガイドブック等の作成及び配布 3 会場地市町村の特產品、土産品の紹介及び販売指導

## 2 施設整備

### (1) 施設

項目	県	会場地市町村
1 競技施設等	1 競技施設整備基本方針の決定 2 競技施設基準の策定 3 競技会場及び練習会場の選定 4 競技施設整備計画の策定 5 競技会場及び練習会場となる県有施設の整備計画の策定及び整備 6 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の整備計画の策定並びに整備 2 競技会場及び練習会場の仮設施設の整備 3 競技会場及び練習会場となる民間施設等との連絡調整
2 駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会のための駐車場の確保の協力	1 競技会のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
3 施設概要	1 施設概要の作成及び配付	1 施設概要の作成資料の提供
4 会場管理	1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定及び計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 開・閉会式会場の運営及び管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定及び実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置及び環境整備 3 競技会場の運営及び管理 4 競技会場美化計画の策定及び実施

### (2) 情報通信

項目	県	会場地市町村
1 情報通信計画	1 情報通信計画の策定 2 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町村における情報通信計画の策定
2 情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式会場に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設及び運営 3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設及び運営 4 総合案内所の情報通信施設の架設及び運営	1 会場地市町村における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町村における情報通信施設の架設及び運営

### 3 競技運営

項目	県	会場地市町村
1 実施要項等	1 大会実施要項の作成及び配付	1 競技別実施要項の作成及び配付
2 参加申込	1 参加申込書の作成及び配付 2 参加申込書の受付、整理及び会場地市町村との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理及び県との連絡調整
3 競技運営	1 実施競技選択基本方針の決定 2 競技運営基本方針の決定 3 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
4 競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定及び計画の策定 3 競技役員及び競技補助員の編成及び養成 4 県外競技役員数の決定及び旅費基準の作成	1 競技役員及び競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員及び競技補助員の養成への協力 3 競技会係員及び競技会補助員の編成並びに養成 4 競技会役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成並びに配付 5 競技役員等の必携の作成及び配付
5 プログラム	1 総合プログラムの作成及び配付 2 競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成及び配付	1 競技別プログラムの作成及び配布 2 総合プログラム、競技別日程表及び競技組合せ一覧表の作成協力
6 競技記録	1 競技記録本部の設置及び運営 2 記録業務基本方針の決定及び計画の策定 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理及び発表 5 記録本部員及び補助員の編成及び養成	1 競技記録本部への情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集及び速報 3 会場地市町村における記録係員、補助員の編成及び養成 4 記録係員必携の作成
7 総合成績	1 総合成績の得点計算及び順位決定 2 総合成績計算係員及び補助員の養成	1 競技別成績の得点計算及び順位決定並びに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員及び補助員の養成
8 表彰状等	1 総合成績に係る表彰状作成及び交付 2 競技別表彰状及び賞状の作成、配布	1 競技別表彰状及び賞状の筆耕、交付
9 競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の策定	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
10 公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技開催申請書の提出	1 公開競技の実施
11 デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定及び計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査及び基礎調査の実施 3 競技会場及び練習会場となる県有施設の競技用備品の整備	1 会場地市町村における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場及び練習会場となる市町村有施設の競技用備品の整備 4 競技会場及び練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品並びに運営用消耗品の整備

## 4 広報・ボランティア

### (1) 広報

項目	県	会場地市町村
1 広報活動	1 広報基本方針の決定及び計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定及び普及 3 ポスター、ガイドブック、広報誌等各種広報媒体物の作成及び管理 4 広告塔等宣伝工作物の設置及び管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施	1 会場地市町村における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町村における各種広報媒体物の作成及び管理 4 会場地市町村における各種宣伝工作物の設置及び管理 5 会場地市町村におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施
2 報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成及び配布 4 航空規制計画の策定及び実施 5 報道本部の設置及び運営	1 会場地市町村における報道機関との連絡調整 2 会場地市町村における報道機関の取材活動に対する協力
3 記録映像等	1 記録映像等の作成及び管理 2 大会記録写真の撮影及び記念写真集の製作	1 競技等記録映像撮影及び撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影 3 記録写真集製作の協力

### (2) ボランティア

項目	県	会場地市町村
1 ボランティア	1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集及び養成活動の推進	1 競技会等の運営に係るボランティアの募集及び養成活動の推進

## 5 式典

項目	県	会場地市町村
1 開・閉会式及び競技会等	1 式典基本方針の決定及び計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要項の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定及び係員の編成 6 開・閉会式の実施 7 炬火イベント基本方針の決定 8 炬火イベントの実施	1 競技会表彰式実施要領の作成及び実施 2 競技会表彰式進行計画の策定 3 開・閉会式への実施協力 4 会場地市町村における炬火イベントの実施

## 6 宿泊・衛生

### (1)宿泊

項目	県	会場地市町村
1 宿泊施設等実態調査	1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成	1 会場地市町村における宿泊施設等実態調査の実施及び作成 2 会場地市町村における宿泊施設台帳の作成
2 宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定及び計画の策定 2 総合宿泊計画の策定及び広域配宿に関する連絡調整 3 宿泊料金等の決定及び協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 合同配宿の実施 6 県内配宿施設名簿の作成及び配布 7 宿泊本部の設置及び運営	1 会場地市町村における配宿計画の策定 2 広域配宿の実施及び引き受け市町村との連絡調整 3 合同配宿の実施 4 会場地市町村における配宿施設名簿の作成
3 宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善(パリアフリー対策を含む。)の指導及び連絡調整	1 会場地市町村における宿泊施設等の改善(パリアフリー対策を含む。)の指導 2 会場地市町村における宿泊案内図、標識表示板、料金表等の作成及び配布
4 弁当	1 弁当調達要項の策定 2 開・閉会式における弁当の調達及び斡旋	1 会場地市町村における弁当調達要項の策定 2 会場地市町村における弁当の調達及び斡旋
5 宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理及び連絡調整	1 会場地市町村における宿泊施設との連絡調整

### (2)衛生

項目	県	会場地市町村
1 医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定及び計画の策定	1 会場地市町村における医事・衛生計画の策定
2 医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置及び運営 4 開・閉会式における救護所等の設置及び救急車の配置並びに救護の実施	1 会場地市町村における医療救護計画等の策定 2 会場地市町村における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置、救急車の配置並びに救護の実施
3 食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町村における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町村における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町村における食品衛生に関する普及・啓発
4 環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 環境衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町村における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 会場地市町村における環境衛生に関する普及・啓発
5 予防・防疫	1 防疫対策要項の作成 2 宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する普及・啓発	1 会場地市町村における宿泊施設及び食品営業関係者等の健康診断実施 2 会場地市町村における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町村における予防・防疫に関する普及・啓発
6 馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施

## 7 輸送・交通

項目	県	会場地市町村
1 輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町村における輸送計画の策定 2 会場地市町村における輸送機関との連絡調整
2 大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置及び運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町村における大会参加者等の輸送 2 会場地市町村における輸送交通の案内
3 配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、斡旋及び配車	1 会場地市町村における配車計画の策定 2 会場地市町村における車両の借上げ、斡旋及び配車
4 輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
5 駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理及び運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成及び配布	1 会場地市町村における駐車場の管理及び運営 2 会場地市町村における駐車ステッカーの作成及び配布
6 交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定及び計画の策定(再掲) 2 開・閉会式における交通案内図の作成及び配布 3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制及び交通整理の実施	1 会場地市町村における交通計画の策定 2 会場地市町村における交通案内図の作成及び配布 3 会場地市町村における交通案内標識等の設置 4 会場地市町村における交通整理の実施

## 8 警備・消防

項目	県	会場地市町村
1 警備	1 警備基本方針の決定及び計画の策定 2 警備本部の設置及び運営 3 開・閉会式における警備の実施 4 警備用装備資材の整備	1 会場地市町村における警備計画の策定 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町村における警備上必要な資材の整備
2 消防	1 消防防災基本方針の決定及び計画の策定 2 消防防災本部の設置及び運営 3 開・閉会式における消防・防災の実施	1 会場地市町村における消防防災計画の策定 2 会場地市町村における消防防災の実施

注) 各項目は、先づ県の細目を参考に、大会の開催準備・運営に当たりあらかじめ想定される項目を網羅的に定めるものであり、業務の進捗状況に応じ、策定又は実施等を省略することができる。

注) 「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、持続可能な大会運営の実現へ向け、開催経費の削減に務めるものとする。

## 第86回国民スポーツ大会県及び会場地市町村 業務分担・経費負担基本方針

第86回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

### 2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

### 3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

※ 第31回全国障害者スポーツ大会については、別に定めるものとする。

## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会

### 山梨県準備委員会専門委員会規程の改正（案）について

#### 本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県  
準備委員会専門委員会規程を別紙下線のとおり改正する。

#### 《理由》

- 大会の開催意義を広く県民に周知し、開催に向けた機運の醸成を図ることを目的とした広報・県民共創専門委員会を新たに設置するため。

## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程（改正案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### （役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### （会議）

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### （委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

### 附則

この規程は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な方針・計画の立案に関すること。</li> <li>2 会場地の選定に関すること。</li> <li>3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。</li> <li>4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。</li> <li>5 競技施設等の整備計画に関すること。</li> <li>6 情報通信施設の整備計画に関すること。</li> <li>7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技施設基準に関すること。</li> <li>3 競技施設の整備計画の推進に関すること。</li> <li>4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。</li> <li>5 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。</li> <li>6 文化プログラムに関すること。</li> <li>7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。</li> </ol>
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の選定立案に関すること。</li> <li>2 競技の企画運営の計画立案に関すること。</li> <li>3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。</li> <li>4 競技用具の整備計画立案に関すること。</li> <li>5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること。</li> <li>6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。</li> <li>3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること。</li> <li>5 競技記録集計処理の推進に関すること。</li> <li>6 リハーサル大会の推進に関すること。</li> <li>7 その他競技に係る事項の推進に関すること。</li> </ol>
広報・県民共創	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 広報の基本的事項に関すること。</u></li> <li><u>2 県民共創の基本的事項に関すること。</u></li> <li><u>3 その他広報及び県民共創に係る重要な事項に関すること。</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 広報の実施に関すること。</u></li> <li><u>2 県民共創の推進に関すること。</u></li> <li><u>3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</u></li> <li><u>4 その他広報及び県民共創に係る事項に関すること。</u></li> </ol>

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること

# 会則・規程等

# 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会会則

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

## 第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に關係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 50 名以内
- (4) 監事 3 名以内

(役員の選任)

第 6 条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

#### (役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

#### (任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

#### (顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会
- 2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

#### (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 大会の開催基本方針に関すること
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (4) 予算及び決算に関すること
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること
  - (6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関するこ

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関するこ

(4) その他委員長が必要と認める事項に関するこ

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

## 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めるべき事項は、会長が別に定める。

## 第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会  
山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び基本計画に關すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に關すること
- 3 開・閉会式会場に關すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に關すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に關すること
- 6 総務企画及び運営に關すること
- 7 競技の企画及び運営に關すること
- 8 大会実施競技に關すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に關すること
- 10 広報及び県民運動に關すること
- 11 宿泊及び衛生に關すること
- 12 輸送及び交通に關すること
- 13 式典の企画及び運営に關すること
- 14 警備、消防防災及び医療救護に關すること
- 15 その他開催準備に關すること

## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

### 附則

この規程は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 6 文化プログラムに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること